

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2011年4月1日以降始期契約用

満期時受取額確定型(無配当)

積立 傷害保険

晴れやか世代

[積立型基本特約(無配当)付特定傷害保険]

「ケガの補償」「満期返れい金」「うれしいサービス」で、

暮らしを もっと豊かに。

70才以上の方への保険



「積立 晴れやか世代」は、「細やかな補償」と「満期返れい金の楽しみ」を
あわせ持った積立傷害保険です。

お客さまの暮らしを応援します。

「積立 晴れやか世代」の特長

特長

1

ケガの「**部位**」「**症状**」に応じて、保険金を**迅速**にお支払い！
ケガをした「部位」「症状」に応じて、保険金の額を決定するため、治療の終了を待つことなくお支払いできます。(部位・症状別保険金)

特長

2

足の「**骨折**」や「**脱臼**」を手厚く補償！
70才以上の方のケガに多く、日常生活に与える影響の大きい足の「骨折」「脱臼」に対し、部位・症状別保険金に加えて、「生活サポート一時金」をお支払いします。
※オプション補償…生活サポート一時金支払特約をセットした場合に補償されます。

特長

3

長期にわたって安心!
長期にわたって補償をご提供します。
(保険期間は3年・5年よりお選びいただけます。)

特長

4

満期時のお楽しみをプラス!
満期時には満期返れい金をお支払いします。
(注)この保険には契約者配当金はありません。

特長

5

日常生活に役立つさまざまなサービスをご用意!
個人のお客さま専用の「生活サポートサービス」がご利用いただけます。
詳細は、本パンフレット裏面をご覧ください。

このパンフレットの内容

P1～3

ご検討の際に
お読みください。

P1 「積立 晴れやか世代」の特長

P2 「積立 晴れやか世代」の補償

P4～10

ご契約の際に知って
おいていただきたいこと

P4 「積立 晴れやか世代」のあらまし

P8 特にご注意いただきたいこと

P10 用語のご説明・Q&A

裏面

付帯サービスのご案内

積立「晴れやか世代」の補償

積立「晴れやか世代」では、下記の場合を補償します。

基本補償

入院・通院したとき

部位・症状別保険金

- ・入院・通院日数の合計が5日以上の場合「ケガの程度」に合わせて保険金をお支払いします。
- ・入院・通院日数が4日以内の場合は、「ケガの程度」にかかわらず部位・症状別基本保険金額をお支払いします。

*P3記載のお支払例もご参照ください。



お亡くなりになられたとき

死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



おすすめするオプションの補償

足を「骨折」「脱臼」したとき

生活サポート一時金支払特約

生活に支障が出やすい足の骨折や脱臼をしたときに、一時金をお支払いします。

※足指を除きます。

※保険年度ごとに1回を限度にお支払いします。

※骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼などはお支払いの対象となりません。

*P3記載のお支払例もご参照ください。



後遺障害が残ったとき

後遺障害保険金支払特約

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。

商品を壊したり他人にケガをさせたとき

日常生活賠償特約 (示談交渉サービス付*)

日本国内において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したために、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします(注)。

*示談交渉サービスについては、P7をご参照ください。

(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



外出中に身の回りの品(携行品)が壊れたとき

携行品特約(新価保険特約付)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合に保険金をお支払いします(注)。

*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



部位・症状別保険金について



「ケガの程度」に合わせた補償って、具体的にはどのくらい支払われるの？

ケガをした「部位」「症状」「入院・通院日数」に応じてお支払いする保険金の額を決定します。
 部位・症状別保険金額(基本保険金額)に下表の倍率を乗じた額が実際のお支払額となります(入院・通院日数の合計が5日以上の場合)。

※部位・症状別基本保険金額に入院・通院日数を乗じてお支払いするわけではありません。

〈部位・症状別保険金支払倍率表〉

下表の数字は支払倍率を表します。

部位 症状	頭部	顔面部			頸部	胸部・腹部	背部・腰部・臀部	手・腕		足・脚		全身 ^{※1}
		眼	歯	眼・歯以外				指	指以外	指	指以外	
打撲・擦過傷・挫傷 ^{※2} 、捻挫、筋・腱・靭帯の損傷・断裂 [*] *完全に切断されないもの	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	15
挫創 ^{※3} 、挫減創、切創	15	-	-	15	10	15	15	10	10	10	10	35
筋・腱・靭帯の断裂 [*] *完全に切断されるもの	-	-	-	-	-	65	65	35	35	30	40	-
骨折・脱臼	65	-	-	30	80	35	60	20	35	25	65	85
欠損・切断	-	-	5	20	-	-	-	20	100	30	100	-
頭蓋内・眼球の内出血・血腫 [*] *脳挫傷を含む	120	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神経の損傷・断裂	120	60	-	40	40	-	40	30	40	30	40	-
脊髄の損傷・断裂	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-	-
臓器・眼球の損傷・破裂 [*] *臓器の損傷・破裂は手術を伴うもの	-	60	-	-	-	90	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷・破裂 [*] *手術を伴わないもの	-	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-
やけど	5	-	-	10	5	10	10	5	5	5	5	35
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

※1 全身とは、同一の症状につき以下の(1)から(6)までの部位のうち、3部位以上にわたるものをいいます。

(単位:倍)

(1)頭部 (2)顔面部(眼、歯を除く) (3)頸(けい)部 (4)胸部、腹部、背部、腰部または臀(でん)部 (5)上肢 (6)下肢

※2 挫傷とは、皮膚の連続性が途切れていない閉鎖性のキズをいい、皮膚に損傷がないか、あるいは表皮にとどまっているものをいいます。

※3 挫創とは、皮膚の連続性が途切れた開放性のキズをいい、縫合等の処置が必要なものをいいます。

●中毒症状の倍率は、部位にかかわらず5倍とします。

●入院・通院日数の合計が4日以内の場合は、部位・症状にかかわらず部位・症状別基本保険金額の1倍(の金額)をお支払いします。

●入院・通院日数の合計が5日以上の場合で、同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数の項目に該当する場合は、部位・症状別基本保険金額に“それぞれの項目のうち最も高い倍率”を乗じた額をお支払いします。

【倍率の決定方法について】

同一の事故により被ったケガが上表の2項目(35倍、120倍)に該当するため、そのうちの最も高い「120倍」が適用されます。

お支払例 (入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

自転車で走行中に転倒！
 背中と腕を強打し、
 脊髄を損傷、
 腕を骨折した場合



部位・症状別基本保険金額が2,000円の場合

$$2,000\text{円} (\text{部位・症状別基本保険金額}) \times 120 (\text{支払倍率}) = 24\text{万円をお支払い}$$

生活サポート一時金について

お支払例 (入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

生活への影響が大きい足(足指を除く)の骨折や脱臼については一時金をお支払いします。

※保険年度ごとに1回を限度にお支払いします。

※骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼などはお支払いの対象となりません。

階段から転落！
 足を骨折した場合



生活サポート一時金が5万円、部位・症状別保険金額が2,000円の場合

生活サポート一時金 **5万円**

部位・症状別保険金 **13万円**
 (2,000円 (部位・症状別基本保険金額) × 65 (足[指以外]の骨折に
 対応する支払倍率) = 13万円)

総額 **18万円**をお支払い

1. この商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いする傷害補償に加え、オプションとなる特約を追加することにより、日常生活上の賠償責任を負った場合、および被保険者の携行品が盗難、破損、火災などにより損害を受けた場合など日常生活でのさまざまな事故を補償する保険です。「病氣」は保険金お支払いの対象とはなりません。また、保険期間中の補償に加えて、保険期間が満了したときには満期返れい金をお支払いします。なお、この保険には契約者配当金はありません。被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者の範囲 (日常生活賠償特約以外)	保険申込書の「被保険者」欄に記載の方(本人)
被保険者の範囲 (日常生活賠償特約)	本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)、本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚 ^(注) の子 (注)「未婚」とは、保険金支払事由発生時まで婚姻歴がないことをいいます。

※上記の家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。

(2) 被保険者(保険申込書の「被保険者」欄に記載の方)としてご加入いただける方(引受範囲)

始期日時点における年齢が満70才以上であり、かつ、満期日時点における年齢が満90才以下の方で、下記の特別危険な職業等欄記載の職業以外の方

特別危険な職業等(ご契約の引受範囲外)

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業または危険を有する方

(3) 保険期間

この保険の保険期間は、3年または5年です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 引受条件～保険金額設定についてのご注意

ご契約いただく保険金額については、以下の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おください。
 - 次の場合、ご契約いただける死亡保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等^(注)」と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ・保険契約者と被保険者が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
- (注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いづれも積立保険を含みます。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・満期返れい金などにより決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料は、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

- (1)ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、分割払があります。分割払の場合には、一時払と比べて払込保険料総額が割増となります。ご契約形態によってはお取扱いができない場合があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (2)初回保険料以外のお払込みは口座振替となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。ただし、初回保険料から口座振替でお払い込みいただくこともできます。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険では、保険期間が満了し、保険料全額のお払込み^(注)が完了している場合は、保険証券に記載された満期返れい金を保険契約者にお支払いします。なお、この保険には契約者配当金はありません。

(注)満期返れい金から差し引くことによる保険料のお払込みおよび自動振替貸付による保険料のお払込みを含みます。

<被保険者が亡くなられた場合の取扱いについて>

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合にはご契約は失効または終了し、満期返れい金はお支払いできなくなります。

5. 解約・失効と解約・失効返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ・解約・失効の場合、満期返れい金はお支払いいたしません。
- ・始期日から解約・失効日までの既経過期間、解約・失効日から満期日までの未経過期間、既にお払込みいただいた保険料により解約・失効返れい金をお支払いさせていただきます(解約・失効返れい金をお支払いできない場合もあります。また、未払込みの分割保険料を請求させていただきます。)
- ・解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、解約は慎重にご検討ください。特に経過期間が短い場合には、返れい金がお払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>死亡保険金額*の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注)その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p>	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*1または麻薬等を使用しでの運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●乗用具*2を用いて競技等*3をしている間のケガ ●下記【補償対象外となる運動】を行っている間のケガ ●下記【補償対象外となる職業】に従事中のケガ など
後遺障害保険金	<p>保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額*の100%~3%をお支払いします。</p> <p>(注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。</p>	<p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>*1「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。</p> <p>*2「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>*3「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転等をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。</p> <p>(*)いずれもそのための練習を含みます。</p> <p>【補償対象外となる運動】</p> <p>山岳登山(注1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p> <p>(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。</p> <p>(注2)グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(注3)職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(注4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>
部位・症状別保険金	<p>保険期間中の事故によるケガのため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合</p>	<p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院*または通院*した治療日数*の合計が5日以上の場合</p> <p>[部位・症状別基本保険金額*]×[支払倍率*(5倍~120倍)*]をお支払いします。</p> <p>*同一の事故により被ったケガの部位・症状が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。</p> <p>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した治療日数の合計が1日以上5日未満の場合</p> <p>部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。</p>	<p>【補償対象外となる職業】</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p> <p><後遺障害保険金、部位・症状別保険金には下記が追加されます。></p> <ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*4、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*5のないもの など *4「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。 *5「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 <p><生活サポート一時金には下記が追加されます。></p> <ul style="list-style-type: none"> ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼 など
生活サポート一時金	<p>保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故により、下肢(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合</p>	<p>生活サポート一時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険年度ごとに1回が限度となります。</p>	

*印の用語のご説明については、P7をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償保険金</p> <p>日本国内のみ</p>	<p>日本国内において保険期間中に次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①住宅*の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします(注)。ただし、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額がお支払いの限度となります。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱、暴動等による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり、預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*1に対する損害賠償責任 ●自動車・オートバイ等の車両*2、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性、爆発性等による損害 など <p>*1「親族」とは、6親等内の血族、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>*2「車両」とは原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。</p>
<p>携行品特約保険金</p> <p>★新価保険特約(携行品特約用)が自動的にセットされます。</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品*に損害が生じた場合</p> <p>*「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、右記「補償対象外となる主な携行品」を除きます。</p>	<p>被害物の損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額*によって定めます。ただし被害物が貴金属等*の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。</p> <p>(注2)損害額は、1個、1組または1対の保険の対象について10万円を限度とします。ただし、通貨または小切手については1回の事故につき5万円を限度とします。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、各保険年度ごとに、携行品特約保険金額がお支払いの限度になります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族*1の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等の無資格運転、酒酔い運転*2または麻薬等を使用しでの運転中の事故による損害 ●保険の対象*3の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●保険の対象*3の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象*3の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●保険の対象*3である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象*3に生じた損害を除きます。 ●保険の対象*3の置き忘れまたは紛失による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●戦争、その他の変乱、暴動等による損害(テロ行為によって生じた損害に関しては、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性、爆発性等による損害 ●下記の【補償対象外となる主な携行品】の損害 など <p>*1「親族」とは、6親等内の血族、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>*2「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。</p> <p>*3「携行品特約」により補償される「携行品」をいいます。</p> <p>【補償対象外となる主な携行品】</p> <p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(自動二輪車を含みます。)、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン、パソコン、携帯電話、ポータブルナビ等の携帯式通信機器、およびこれらの付属品。眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物および植物等の生物、株券、手形その他の有価証券(通貨および小切手を除きます。)、印紙、切手、預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等(宿泊券、定期券および回数券を含みます。)、プログラム、データ、運転免許証、パスポート、帳簿、設計書 など</p>

※印の用語のご説明については、P7をご覧ください。

日本国内のみと表示がある場合は、日本国外における事故等は補償の対象となりません。

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (注)中毒症状…継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「死亡保険金額」とは、保険証券記載の死亡保険金額をいいます。
- 「保険年度」とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「後遺障害保険金額」とは、保険証券記載の後遺障害保険金額をいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、事故によるケガのため平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「通院」とは、事故によるケガのため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、かつ、治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。なお、病院または診療所に通わない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、通院をしたものとみなします。
- 「治療日数」とは、傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院または通院した日数をいいます。
- 「部位・症状別基本保険金額」とは、保険証券記載の部位・症状別基本保険金額をいいます。
- 「支払倍率」とは、ケガを被った部位およびその症状に対する特約に列挙されている保険金支払倍率をいいます。
- 「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折(たとえば、骨粗鬆症による骨折など)を除きます。
- 「脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 「住宅」とは、本人(保険申込書の「被保険者」欄記載の方)の居住の用に供される建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
- 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
- 「貴金属等」とは、貴金属、宝玉、および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
- 「保険価額」とは、携行品に損害が生じた地および時における携行品の価額をいいます。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)、灸(きゅう)、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱、暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、生活サポート一時金については、労災保険、健康保険、生命保険、第三者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

〈日常生活賠償特約をセットされた場合〉

賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。[示談交渉サービス]

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



特にご注意いただきたいこと

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 告知義務-保険申込書の記載上の注意事項 (その1)

特にご注意ください

- (1) 保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)
- (2) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
積立晴れやか世代のご契約では次の事項について十分ご注意ください。
 - 「他の保険契約等※」に関する情報※ 「同種の危険を補償する他の保険契約等」で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

2. 意向確認-保険申込書の記載上の注意事項 (その2)

特にご注意ください

- (1) この保険契約の保険申込書には、お申込みいただく保険契約が保険契約者および被保険者のニーズに合致していることを、保険契約者および被保険者と取扱代理店双方にて確認するため、保険申込書の各項目ごとに確認欄または意向確認書欄を設けております。
- (2) この保険契約では、ニーズを満たさない場合や、個別のニーズがある場合には、意向確認書欄内に設けております特記事項欄にご記入ください。
- (3) お申込みにあたっては、この保険契約の補償内容、保険金額、保険料、満期返れい金の有無などが、ニーズに合致しているか、もしくは合致していない部分があることを、再度ご確認ください。(同種の危険を補償する満期返れい金のない保険契約もあります。)
- (4) ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. その他の注意事項-保険申込書の記載上の注意事項 (その3)

- (1) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。
- (2) 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

4. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

5. 保険料領収証および保険証券について

保険料をお払い込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。その他のご注意につきましては、重要事項のご説明の「その他のご説明2.(1)」をご確認ください。

6. ご契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明1.」をご覧ください。

7. 個人情報の取扱いについて

別途お渡しします重要事項のご説明に記載の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

8. 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

金融機関を取扱代理店としてご契約される場合のご注意事項については、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明9.」をご覧ください。

9. お客さまの本人確認に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、積立保険の加入や大口の現金取引などを行うにあたって、お客さまの本人確認を行うことが義務づけられています。ご加入にあたり、所定の公的証明書のご提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。

10. お客さまのご契約内容が登録されることがあります

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 通知事項

保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

- (1) 保険料を分割してお払いいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までにお払いください。払込猶予期間内(保険料払込期日の属する月の翌月末日まで)に分割保険料の入金がない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日以降に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。ただし、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。なお、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替の限度額を超えた場合には、ご契約は失効しますのでご注意ください。
- (2) 月払契約の場合で、保険金支払事由が生じ、保険金を支払うことにより保険契約の全部が終了したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきますことがあります。
- (3) 初回保険料を口座振替でお払いいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月(月末を始期日とする場合には、保険期間の開始する月)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- (4) 月払契約の最終回保険料は、満期返れい金から差し引き、お払込みに充当させていただきますのでご了承ください。

3. その他

- (1) お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- (2) ご契約後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効または終了します。この場合において、保険金支払事由に該当しないときでも失効返れい金をお支払いすることがありますので、取扱代理店または当社までご連絡ください。
- (3) 次のような場合には、満期日以降、継続加入できないことや継続時に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
 - ◎満期日時時点でこの保険の引受範囲外となった場合

その他ご注意いただきたいこと

1. 税法上の取扱い(平成24年2月現在)

- (1) 返れい金など(満期返れい金、解約・解除返れい金、失効返れい金)
個人契約の場合、受け取られた返れい金などについては、次の算式により計算された額が一時所得となります(他に一時所得がない場合)。一時所得はその2分の1に相当する額が他の所得と合算のうえ課税されます。
一時所得=(返れい金等受取総額)-(ご負担保険料総額)-特別控除額50万円
 - (2) 保険料(掛金)
平成18年度税制改正により、損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。
- (注) なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合の補償の詳細は、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明7.」をご覧ください。

3. 契約者貸付

ご融資金額は、当社の定める金額の範囲内で50,000円以上100円単位となります。なお、質権が設定されているご契約、契約者貸付ご利用時点でお払込保険料総額が少額のご契約、保険期間開始後2か月以内または満期日までの期間が4か月以内のご契約など、ご利用いただけないご契約もありますのでご注意ください。ご利用の可否については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 事故のときのお手続について

事故が起こった場合のお手続については、重要事項のご説明の「その他のご説明3.」をご覧ください。

用語のご説明

用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方で、保険証券に記載された方をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。

用語	説明
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
返れい金	積立型の保険において、ご契約の満期時、解約・解除時または失効時などに、保険会社から保険契約者にお支払いする金銭をいいます。それぞれ満期返れい金、解約・解除返れい金、失効返れい金といいます。
解約	保険契約者から、契約を途中で終了させる旨お申し出いただくことをいいます。
解除	保険会社から保険契約を途中で終了させることをいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、いずれも積立保険を含みます。
危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
生計を共にする	主に、同一人の収入により生活を維持している状態を指します。



Q 満期返れい金は必ず受け取ることができますか?

A 満期までご契約が有効で、保険料の全額のお払い込みが完了している場合には、ご契約当初に設定した満期返れい金をお支払いたします。ただし次のような場合には、保険契約の中途であっても保険契約が終了しますので、満期返れい金をお支払いいたしません。

- ・保険契約を解約された場合(解約)
- ・被保険者が亡くなった場合(失効または終了)
- ・契約者貸付や保険料の振替貸付が行われている契約で、貸付金元利合計が貸付限度額を超過する場合(失効) など

これらの場合、解約事由や失効事由により、始期日から解約・失効日までの期間に応じて解約・失効返れい金をお支払いします(解約・失効返れい金をお支払いできない場合もあります。)

Q 口座振替で保険料を払い込む契約で残高不足で保険料が振替できませんでした。契約はどうなりますか?

A すぐには、契約は失効しません。保険料は払込猶予期間内(保険料払込期日の属する月の翌月末日まで)にお支払いください。払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日以降に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。ただし、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。なお、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替えの限度額を超えた場合には、ご契約は失効しますのでご注意ください。

Q 契約年令に制限はありますか?

A 被保険者の年令が始期日時点において満70才以上、かつ、満期日時点において満90才以下の方が、ご加入いただけます。

Q 病気で入院・通院しましたが、保険金は支払われますか?

A 積立傷害保険「晴れやか世代」では、病気による死亡、入院、通院等に対して保険金は支払われません。

Q 携行品特約では、身の回り品のどんなものでも補償の対象となるのでしょうか?

A 携行品の対象とならないものがあります。詳細はP6記載の保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合に記載している【補償対象外となる主な携行品】をご覧ください。

Q 返れい金を受け取ったときの税法上の取扱いについて教えてください。

A 保険契約者が個人の場合の取扱いについては、P9記載の「その他ご注意ください1.」をご覧ください。確定申告の際に申告が必要となります。なおご負担保険料総額については、返れい金のお支払いを案内するハガキに記載しておりますのでご確認ください。また返れい金が100万円を超える契約の場合、支払調書が作成され税務署に提出されます。

Q 保険期間の途中で、被保険者の変更はできますか?

A できません。ただし、保険契約者が法人の場合は、被保険者の交替ができる場合があります。詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。

付帯サービスのご案内

ご相談
無料

生活サポートサービス

日常生活に役立つ

さまざまなサービスをご用意しております。

健康・医療

- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供 等

介護

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談

情報提供・ 紹介サービス

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供 等

当社ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

- *サービス受付のご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする冊子の約款またはWeb約款の案内などをご覧ください。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客さまWebサービス

インターネットを利用して、当社ホームページで

ご契約内容の変更を行っていただくことができます。

お客さま **Web** サービス

1 ご契約住所の変更手続

住所変更のお手続を、当社ホームページで行っていただくことができます。

2 約款を確認 **Web**約款

約款をご覧いただくことができます。(携帯電話からはご覧いただけません。)



<http://www.ms-ins.com>

<http://msig.jp>

保険でできるエコ、はじめよう

Web約款を
おすすめします!

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、冊子の約款に代えて、Web約款を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。紙の使用を節減し、地球環境保護につながるWeb約款を、ぜひご利用ください。



ご注意いただきたい事項

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、積立傷害保険「晴れやか世代」(積立型基本特約(無配当)付特定傷害保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

V0714-3 30,000 2012.3 A3F18 A (修) (62) 77